

仕 様 書

1 件名

九都県市における高速道路と連携したZEV普及策検討業務委託

2 目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市。以下「九都県市」という。）では、脱炭素化に資するゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及を促進している。脱炭素化の効果を相互に発揮できる有効な取組のひとつであるZEVの普及を飛躍的に促進するための手段として、有料道路である高速自動車国道、都市高速道路等（以下「高速道路」という。）との連携が挙げられる。高速道路は、九都県市全域にまたがるとともに、料金価格と連動させることで経済的なインセンティブを発揮できるなど、施策と有機的に連携させることでZEVの普及拡大を促すことが期待できる。

本委託は、九都県市におけるZEVの普及拡大を図るために、高速道路と連携した普及策について、調査・検討を行い、その成果を取りまとめるものである。

3 契約期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

4 履行場所

東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課及び発注者が別途指定する場所

5 委託内容

受注者は、発注者と十分に協議のうえ、次の業務を円滑に行うこと。

(1) 高速道路と連携したZEV普及策の事例調査

国内及び国外における高速道路と連携したZEV普及策について、実施に至った背景、実施の内容及び実施の実績を各主体（首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社（以下「高速道路会社」という。）、国、地方自治体等）の役割も示しながら、国内及び国外から各々2ケース以上事例調査すること。

(2) 九都県市の高速道路と連携したZEV普及策の提案

(1)の事例調査及び「高速道路の料金制度に関する研究（2018年7月）」（（公財）高速道路調査会）の最終報告書等を踏まえ、九都県市の高速道路と連携したZEV普及策を3ケース以上提案すること。

提案に際しては、現在の高速道路におけるZEV普及状況と普及拡大を妨げている要因を調査するとともに、施策導入により期待される効果と施策導入に当たっての課題を明らかにすること。

(3) 高速道路会社へのヒアリング

(2)で提案した普及策を踏まえ、高速道路会社に対してヒアリングを行い、高速道路と連携した

有効な普及策や実施に向けた課題等について取りまとめること。なお、ヒアリングには九都県市の各担当者も同席することとし、ヒアリングに関する以下の事務は受注者が行うこと。

ア 日程調整等

発注者が指示する九都県市の各担当者と日程調整を行い、候補日を複数確保したうえで、高速道路会社と調整を行い、ヒアリング日時と場所を確定すること。

イ 事前資料作成

ヒアリング実施前に予め発注者と協議のうえ、ヒアリング用資料を作成すること。

ウ 議事録等の作成

ヒアリング後5日以内に議事録を作成し、音声データとともに発注者に提出すること。

6 作成上の留意点

- (1) 調査の実施に当たっては、発注者と十分協議のうえ行うこと。
- (2) 企画の趣旨を十分に理解し、九都県市の全てに有用な調査内容とすること。
- (3) 画像等を利用する場合には、著作権等に留意し、追加費用等が生じないものであること。

7 納品物

(1) 調査報告書（電子媒体） 9部

ア 作成した調査報告書のデータ一式を、電子媒体で提出すること。成果品は、PDF、ワード及びエクセルファイルデータとする。

イ 格納媒体は、CD-Rとする。なお、提出に当たっては、委託名称等をCD-Rに付記すること。

(2) 調査報告書（紙媒体） 9部

ア 作成した調査報告書を印刷し、カラー、A4判、両面擦りで製本すること。

イ 使用する用紙については、再生上質紙とし、グリーン購入法基本方針22-2「印刷」の判断基準を満たすこと。

8 納品場所

東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課及び発注者が別途指定する場所

9 契約代金の支払方法

委託業務完了後、一括払いとする。

10 特記事項

- (1) 受注者は、契約締結後、発注者と十分打ち合わせのうえ、10日以内に調査全体の工程及び調査項目別の工程内容を含む、調査実施計画書を提出し発注者の承認を得ること。
- (2) 調査の進行状況等について、1か月に一回以上、報告すること。
- (3) 業務の遂行に当たり、発注者が所有する資料等を必要とする場合については、受注者は発注者に事前に申し出るとともに、その取扱については十分注意すること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

11 作成物の帰属及び秘密の保持等

- (1) 作成物件の所有権及び著作権は、すべて発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本委託の執行に当たり知り得た資料及び情報等は、一切外部に漏らしてはならない。
業務完了後についても同様とする。
- (3) 受注者は、データの秘密保持等について万全の管理を行い、データの処分についても、発注者の指示に従い処理しなければならない。
- (4) 本委託で得たデータ等の目的外使用を禁止する。
- (5) 受注者が、既存の調査・研究内容やデータ等を使用する場合には、その著作等に配慮し、遺漏のないよう取り図らなくてはならない。
- (6) 発注者が貸与する資料については、万全の注意をもって保管し、使用が終了した場合は速やかに返却しなければならない。

12 担当部署

東京都環境局 地球環境エネルギー部 次世代エネルギー推進課
電話：03-5320-7782（ダイヤルイン）